

令和3年

東部知多衛生組合議会
第2回定例会会議録

令和3年8月30日（月）開会

令和3年8月30日（月）閉会

東部知多衛生組合

令和3年東部知多衛生組合議会第2回定例会会議録

令和3年東部知多衛生組合議会第2回定例会は、令和3年8月30日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1 番 早川高光	2 番 小山昌子	3 番 鷹羽琴美
4 番 一色美智子	5 番 郷右近修	6 番 月岡修一
8 番 間瀬宗則	9 番 鏡味昭史	
11 番 石川英治	12 番 都築清子	

2 不応招議員

7 番 山下享司 10 番 渡辺 功

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

令和3年8月30日（月）午後2時00分 開会

令和3年8月30日（月）午後2時38分 閉会

6 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 岡村秀人 副管理者 小浮正典 副管理者 神谷明彦
副管理者 山内健次 阿久比町副町長 野崎秀幸 代表監査員 古橋洋一
会計管理者 久野信親 事務局長 宇治田昌弘 業務課長 久野尚志
主幹 矢野昭裕 総務課長補佐 浅田貴志 業務課長補佐 堀田正尊
庶務係長 石咲美佳

7 職務のため議場に出席した者

書記 宇治田昌弘 書記 浅田貴志

8 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	報告	例月出納検査報告について
日程第4	議案第6号	東部知多衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
日程第5	認定第1号	令和2年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（早川高光）

皆さん、こんにちは。皆様方におかれましては、各市町の9月定例会前の大変お忙しい中、また、お暑い中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

東浦町の山下享司議員、阿久比町の渡辺功議員からは、欠席の届け出がありました。

ただ今の出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和3年東部知多衛生組合議会第2回定例会は成立しますので開会します。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

ここで、管理者からご挨拶をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、また、お暑い中、令和3年東部知多衛生組合議会第2回定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

組合議員の皆様方におかれましては、日頃から廃棄物処理行政につきまして、深いご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が収まらない中、オリンピックが開催され、多くの感動と勇気をいただきました。

また、パラリンピックも開催中で、無事に閉会されることを願ってやみません。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、条例の一部改正が1件、令和2年度の決算認定が1件、計2件を提出しております。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、よろしく審議賜り、お認め賜りますよう、お願い申し上げて、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひします。

○議長（早川高光）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、5番郷右近修議員及び8番間瀬宗則議員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第3、「諸報告」を行います。

報告につきましては、私からご報告申し上げます。過日、監査委員から議長宛てに、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年度5月分と令和3年度5月分から6月分の例月出納検査の報告が提出されました。

皆様のお手元に報告書の写しを配布しておりますので、これをもって報告とさせていただきます。

日程第4、議案第6号「東部知多衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題とします。提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第6号「東部知多衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、提案理由のご説明を申し上げます。

デジタル時代を見据えた書面主義、押印原則からの脱却を図るために実施する行政手続等における押印事務の見直しに伴い、条例の一部改正をするものでございます。内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、議案第6号「東部知多衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。議案、関係参考資料及び新旧対照表をご覧ください。

本議案は、行政手続等における押印事務の見直しに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

第2条の改正は、文言の整理でございます。「別表」を「別記様式」に改め、また、署名と押印を必要としている手続きの見直しに伴い、印欄を削除し、署名のみと簡素化するものでございます。

施行期日は、公布の日からするものでございます。以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第6号を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

議案第6号「東部知多衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、認定第1号「令和2年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

認定第1号「令和2年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定につい

て」提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、令和2年度決算を地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和3年7月28日に監査委員の審査をお願いしましたので、同条第3項の規定により、監査意見を付しまして、本日議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきまして、令和2年度の決算概要は、歳出決算額が、前年度比12.1パーセント減の2億9,972万円余の減額となりました。

この要因は、2か年の継続事業でございました、余熱利用施設整備事業の終了によるものでございます。詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、認定第1号「令和2年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定」について、事前にお配りしました資料の内、主に歳入歳出決算書にて、ご説明いたします。始めに歳入歳出決算書の4ページをご覧ください。

最下段、歳入合計の3列目、収入済額は22億6,659万1,935円です。右端、予算現額との比較は3,166万9,935円の増となっています。

この要因は、主に2款使用料及び手数料1項使用料によるものと6款諸収入2項雑入によるもので、使用料につきましては、年間処理量は前年度に比べ若干減少しましたが、積算よりも多くなりました。

また、諸収入につきましても、可燃ごみ処理施設発電電力売払収入が積算より多くなったことによるものです。次に5ページをご覧ください。

表の最下段、歳出合計の2列目、支出済額は21億8,512万1,780円。右に2列飛びまして、不用額は、主に3款衛生費の需用費による4,980万220円で、執行率は97.8パーセントです。結果、表の下、歳入歳出差引残額は、8,147万155円となりました。

令和2年度決算の特徴は、2か年の継続事業の余熱利用施設整備事業が終了したことにより、前年度比2億9,900万円余の減額決算となりました。

続きまして、事項別明細について歳入からご説明いたします。決算書の14、15ページをご覧ください。金額については、主に右側のページの収入済額欄を読み上げます。

1款分担金及び負担金は、13億855万5,000円で、前年度比3億1,767万4,000円の増額。

この要因は、余熱利用施設整備事業の終了による減額があったものの、不燃ごみ処理施設、し尿処理施設等の維持補修に伴い、衛生費等が増加したものです。また、構成市町の負担金内訳は、備考欄のとおりです。

負担金については、項目ごとに対象経費の性格に応じて人口割、又はごみし尿の搬入実績割で計算し、様々積み上げたものとなっております。

また、増減率について、豊明市と阿久比町で高くなっております。これは前年度の温水プール改修工事の負担分が減額になりますが、衛生費の伸びとの相殺の結果、

割合が大きかった大府市と東浦町の増減率の伸びが抑えられたためです。

次に、中段2款使用料及び手数料は、2億4,668万1,469円。前年度比773万9,809円の減の主な要因は、クリーンセンター施設使用料によるものです。

1目浄化センター使用料7,540円は、行政財産目的外使用料で電柱、支線の設置使用料です。

内、2目1節クリーンセンター使用料は、2億4,145万1,126円で、備考欄1行目のクリーンセンター施設使用料が主な収入であります。

これは、ごみの直接持ち込み時にいただく使用料で、総額2億4,142万7,600円、前年度比1,296万1,800円の減となっています。

年間の有料ごみの搬入実績については、お手数ですが実績報告書の1ページをご覧ください。中ほど辺り、2款の②クリーンセンター使用料から4行下、令和2年度の年間処理量は、1万2,047.85トンで、前年度より652.66トン減っております。この内訳を見ますと、家庭系は増加し、事業系は減少しております。

なお、実績報告書1ページ2ページには、主だった項目の対前年度増減、事業内容等が記してありますので、後ほどのご確認をお願いいたします。

決算書に戻っていただき、3目温水プール使用料522万2,803円は、前年度は改修工事により休館しておりましたので、温水プール施設使用料は皆増となりました。

令和2年4月に、リニューアルオープンしたものの、新型コロナの影響で、4月と5月を休館としました。6月から人数制限などを設けての開館とし、例年に比べ入場者数は1万4,921人と少なくなっております。

3款国庫補助金、2,620万3,000円は、マテリアルリサイクル推進施設整備に係る廃棄物処理施設整備交付金です。前年度比1億8,293万円の減となっております。この要因は、令和元年度と1億1,430万3,000円の年度間調整を行ったためであります。

4款財産収入は、1,012万4,304円です。内1項1目財産貸付収入466万8,543円は、葭野最終処分場跡地を駐車場用地として住友重機械工業株式会社に貸付けた収入であります。前年度比で17万1,994円の減額となっておりますが、マテリアルリサイクル推進施設建設工事の関係で一部を返却してもらったためであります。次に、決算書の16、17ページをお願いします。

2項1目の生產品売払収入、545万5,761円は、不燃ごみ処理施設から回収された鉄とアルミ及び可燃ごみ処理施設エコリから産出された、スラグとメタルの売払代金です。

鉄、アルミとも、回収量は前年度より減少しました。売却単価の平均は、鉄が1トン当たり6,722円、アルミは7,667円で、鉄は値上がりし、アルミは下がりました。結果、全体では前年度比、微増となっております。

また、可燃ごみ処理施設から産出されたスラグ、メタルにつきましても、共に1トン当たり110円の売払代金が計上されております。

5款繰越金、6,421万4,449円は、令和元年度決算からの繰越金です。

6款諸収入、2億1,171万3,713円の内、2項1目雑入は2億1,169万7,982円で、前年度比、666万7,687円の減となっておりますが、これは、

雑入備考欄の下から4項目目、可燃ごみ処理施設発電電力売払収入が減額になったことによるものです。

7款組合債は、3億9,910万円。マテリアルリサイクル推進施設建設事業債に係る地方債の借入で、余熱利用施設整備事業が終了したことに伴い、前年度比、4億1,150万円の減となっております。

続きまして、決算書18、19ページからの歳出についてご説明いたします。金額につきましては、主に右側のページの支出済額欄を読み上げます。

1款議会費19ページ支出済額欄、46万7,143円、執行率は93.6パーセントで、主な支出は、議員報酬です。

2款総務費1項1目一般管理費は、5,532万5,167円で、執行率は94.1パーセントです。主な支出は、総務課職員4名分の人件費と負担金、補助及び交付金です。前年度比、261万1,201円の減は、主に負担金、補助及び交付金によるものです。次に20、21ページをお願いいたします。

2項の監査委員費は、10万8,985円は、監査委員2名分の報酬です。

3款衛生費1項1目浄化センター管理費は、2億1,357万339円。執行率は97.0パーセントで、主な支出は、浄化センター職員3名分の人件費と施設の運転、維持管理費です。

前年度比、3,491万4,254円の増額。この要因は、委託料と工事請負費の増によるものです。

21ページ、10節需用費は、4,767万1,839円で、不用額526万1,161円の主な理由は、消耗品費と光熱水費が見込みより少なかったことです。

備考欄の1行目消耗品費1,406万1,294円は、水処理や脱臭用などの処理薬剤及び機械設備の補修用部品などです。2行下、光熱水費は2,813万6,718円で、そのうち98.9パーセントが電気料金です。修繕料539万616円は、機械設備等の修繕10件分と2トンダンプなどの車両の修繕料です。

次に、2段下12節委託料4,800万3,656円は、庁舎内日常清掃委託始め17件の委託料で、前年度に比べ579万8,132円の増額です。増額になった要因は、23ページの備考欄をご覧ください。脱臭洗浄塔清掃委託料と、し尿処理施設精密機能検査委託料の2件を新規で委託したものです。

次に、2段下14節工事請負費9,563万9,500円は、破砕機補修工事始め13件の工事費で、前年度比、3,754万2,300円の増額です。増額の要因は、備考欄、上から5番目、中濃度臭気ファン更新工事から下、9件の工事を新規工事として行ったためであります。

なお、1件100万円以上の委託事業及び工事については、実績報告書にて個別に事業内容等の説明を記しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

2目クリーンセンター管理費、11億7,243万3,462円、執行率は98.0パーセントです。主な支出としましては、クリーンセンター職員7名分の人件費と施設の運転、維持管理費で、前年度比、3億4,644万8,178円の増額です。この主な要因は、委託料及び工事請負費によるものです。次に24、25ページをお願いします。

25ページ、10節需用費は2億7,080万6,078円です。不用額1,173

万922円の主なものは、燃料費と光熱水費です。

消耗品費1億2,348万6,893円は、高反応消石灰、重金属固定剤などの有害物質を除去、固定する処理薬剤や、ごみを溶かした後の溶融物を排出するための出湯資材など、機器部品類が主なものです。

燃料費1億940万8,157円の内、90.4パーセントはコークス代で、残りは重油代とダンプなどの軽油代です。

2行下、光熱水費は2,994万8,503円、うち67.8パーセントは電気料金で、エコリでは、発電した電気をまず自家消費しており、電気料は基本料金と2炉停止時等に購入する分だけとなります。

その下、修繕料776万8,925円は機械設備12件分と重機車両等の修繕です。

12節委託料6億3,177万7,851円は、廃棄物埋立処分委託料始め26件の委託料で、前年度比1億4,858万9,009円の増額であります。主な要因は、備考欄、下から3項目目、定期点検整備業務委託料の増額によるものです。次に26、27ページをお願いします。

上段、14節工事請負費2億1,706万3,000円は、金属プレス補修工事始め5件の工事費で、前年度比、2億1,434万1,400円の増額です。この要因は、前年度は工事1件しかなく、備考欄5件の工事が新規工事だったためであります。

次に、3目洲崎最終処分場管理費、441万3,606円は、洲崎最終処分場の維持管理に要した費用で、執行率は96.3パーセント、前年度比、10万2,585円の増額です。主な要因は、委託料によるものです。

次に、4目大東最終処分場管理費、1,665万3,916円は、大東最終処分場の維持管理に要した費用で、執行率は91.0パーセント、前年度比、603万5,597円の増額です。この要因は、工事請負費の増額によるものです。次に28、29ページをお願いします。

2項1目温水プール管理費は、7,416万5,610円で、執行率は96.2パーセントです。主な支出といたしましては、再任用職員1名に係る人件費と、温水プール維持管理に要した費用です。前年度は、温水プール改修工事のために休館していたため、前年度比6,525万2,904円の増額です。

10節需用費1,347万4,680円は、プールの水質管理のための消耗品費や、光熱水費の電気代や水道代です。修繕料136万2,491円は駐車場の区画線修理や公用車の整備などであります。

12節委託料5,215万443円は、プール日常清掃委託料始め14件の委託料で、6月から人数制限などの制限を設けて開館した、プール運営に係る委託料であります。

13節使用料及び賃借料、348万1,094円は、主に、用地借上料で、温水プール利用者の駐車場として、住友重機械工業から借り受けたものであります。30、31ページをお願いします。

14節工事請負費174万9,000円は、第1種圧力容器の法定検査を受けるための整備を行ったものであります。

4款事業費1項1目マテリアルリサイクル推進施設建設事業費は4億9,112万

3,515円で、執行率は99.8パーセント、前年度比1億2,647万294円の増額です。

これは、既存のごみ処理施設を解体し、その跡地にエコリから産出されるスラグを貯蔵する、ストックヤードを建設する4か年継続事業の3年目で、14節工事請負費は4億7,239万8,300円です。

また、18節負担金、補助及び交付金1,096万2,015円は、建設事業に携わっている派遣職員1名の負担金です。

5款1項公債費は、最終処分場用地取得債、ごみ処理施設用地取得債、最終処分場建設事業債、ごみ処理施設建設事業債、マテリアルリサイクル推進施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業債に係る元利償還金です。

内、1目元金は、1億3,996万9,706円で、前年度比2,412万9,451円の増額。これは、平成28年度に借り入れたごみ処理施設建設事業債に係る元金償還が始まったためです。

2目利子については、令和元年度に借り入れた、マテリアルリサイクル推進施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業費に係る利子償還が始まったため、1,689万331円、前年度比273万4,454円の増額となっております。

6款予備費については、執行がございませんでした。

これ以降、35ページの実質収支に関する調書、40ページからの財産に関する調書につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

また、実績報告書には、ご説明しました項目以外にも、事業の詳細が記してございますので、併せてご覧いただきたいと思います。以上で、認定第1号令和2年度決算の説明を終わります。

○議長（早川高光）

説明が終わりました。引き続きまして、決算審査の意見を審査にあたりました監査委員を代表して、代表監査委員からお願いします。代表監査委員。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、認定第1号の決算審査の結果につきまして、ご報告させていただきます。

審査の方法につきましては、令和3年7月28日に管理者から提出されました歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに証書類を照合検査するとともに、関係職員の説明を聴取し、計算の過誤、収支の適正等、予算が目的どおり効率的に執行されたかを主眼として、審査をしたものであります。

審査の結果につきましては、歳入歳出決算及びその他の調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数については正確であり、それぞれ帳簿記載の金額と一致し、適正に処理がなされておりました。また、予算執行時期についても適切であることを認め、的確に執行されたことを確認しました。

以上、令和2年度決算に関しては特段指摘する事項はありませんが、4か年事業のマテリアルリサイクル推進施設建設事業の3年目が終了しました。残り1年となりましたが慎重かつ適切に進めていただきたいと思います。

また、老朽化した不燃ごみ処理施設や、し尿処理施設も経費がかさんでいるような

ので、計画的な管理運営に努めていただきたい。

以上、稼働している施設は滞りなく運営されなければなりません。限られた財源を計画的及び効率的に活用されることを要望し、むすびといたします。以上で、決算審査意見の説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。

質問等がございましたら、決算書、あるいは実績報告書のどちらかということ、ページ数を示していただいたうえ発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。5番郷右近修議員。

○5番議員（郷右近修）

決算書のページが、14ページの歳入の2款1項3目温水プール使用料です。大幅な減額とゆうことで、説明にもありましたし、実績報告書の方でも詳細が載ってありました。

230日の開館日ですし、また、利用制限やら時間など人数などもあったとゆうことなので、利用者が大幅に減っているのは当たり前かなと思うんですが、利用制限の内容を詳しく知らないの、利用制限の厳しさからすれば、妥当な人数なのかとゆうあたりを、もう少し知ればと思います。いかがでしょうか。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

プールの利用制限についてですけども、1回あたり1時間の利用時間にさせていただきます、完全な予約制となっております。

蜜を避けますためにですね、一番のネックになると考えたときに、更衣室の利用人数、これが一番のネックになると考えました。一度の男女それぞれの利用人数を15名が限度ですので、それ以上の方のご利用はいただけないことになっております。

これを1日6コマで実施しております。通常の制限のない状況と比べますと、かなり利用者の人数が減りましたとゆうことでございます。

○議長（早川高光）

答弁は終わりました。よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終わります。

認定第1号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

認定第1号「令和2年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案とおりに認定することに決定しました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は終了いたしました。

ここで、管理者からご挨拶を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

令和3年東部知多衛生組合議会第2回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、提出いたしました案件につきまして、お認めいただき、厚くお礼を申し上げます。組合議員の皆様方には、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（早川高光）

これもちまして、令和3年東部知多衛生組合議会第2回定例会を閉会します。

（閉会）

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

早川 高光

5 番議員

郷 右 近 修

8 番議員

間 瀬 宗 則